

障害者雇用に関する各種支援策の概要

1. 職場適応訓練

- 作業環境に適応することを容易にすることを目的として、都道府県が民間事業所等に委託して訓練を実施します。なお、訓練終了後に当該修了者を引き続き雇用する見込みがあることが条件となります。
 - 訓練期間は原則として6ヶ月（重度障害者等は1年）以内です。
 - 訓練生には雇用保険の訓練手当が支給され、委託先事業主には委託費として訓練生1人につき月額24,000円（重度障害者等は月額25,000円）が支給されます。
 - 上記の一般訓練の他、原則として2週間（重度障害者等は4週間）以内で行う「短期職場適応訓練」があります。
- ◎問い合わせ先・・・ハローワーク

2. 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

- 障害者の職場定着を図るため、障害者職業センターが策定するジョブコーチ支援計画に基づいて、採用前から採用後までの適切な時期に職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場に出向き、障害者に対して直接的、専門的な支援を行うとともに、事業所の担当者等に対して障害を理解し配慮するための助言、必要に応じて仕事の内容、職場環境等の改善のための援助等を行います。
 - 支援期間は支援対象者の課題等に応じて個別に設定しますが、原則として1ヶ月以上7ヶ月以内です。
- ◎問い合わせ先・・・(独)高齢・障害者雇用支援機構 各地域障害者職業センター

3. 障害者試行雇用（トライアル雇用）

- 障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。
 - トライアル雇用期間は3ヶ月であり、その後に常用雇用に至らなかった場合は契約期間満了による退職となります。
 - トライアル雇用を実施した事業主に対しては、1人あたり1ヶ月 50,000円の試行雇用奨励金が支給されます。
- ◎問い合わせ先・・・ハローワーク

4. 障害者委託訓練

- 企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な就労や教育の現場で障害者の職業訓練を行い、就労に必要な基礎的な知識や技能を付与することにより就労に結びつけることを目的とした事業です。
 - 訓練コースは次の2種類があります。
 - ① 知識・技能習得訓練コース（原則3ヶ月以内）
専門学校・各種学校等の民間教育訓練機関、障害者に対する支援実績のある社会福祉法人、障害者を支援する目的で設立されたNPO法人等を委託先として、障害者の就職の促進に資する基礎的な知識・技能の習得を行います。なお、このコースは、複数の受講生が同時に行う集団訓練を想定しています。
 - ② 実践能力習得訓練コース（原則1～3ヶ月）
企業等を委託先として、事業所現場を活用した職業訓練を行います。訓練内容は実際の業務に即した作業実習を中心に、実践的な職業能力の習得を図るものです。訓練終了後は本人の適性等を判断の上、雇用に結びつけることができます。
 - 委託料は、各コースとも、受講生1人につき月 60,000円が限度となります。
- ◎問い合わせ先・・・都道府県の障害者雇用能力開発担当、ハローワーク